

追加 4-14 法人税

3 損金

(5) 寄付金

法人が支払った寄付金は、国、地方公共団体に対する寄付金および財務大臣が指定した寄付金に該当する場合には全額損金算入が認められますが、その他の寄付金は一定額までしか損金算入できません。

※ (5) を追加、以下差替え

5 経済的利益の課税

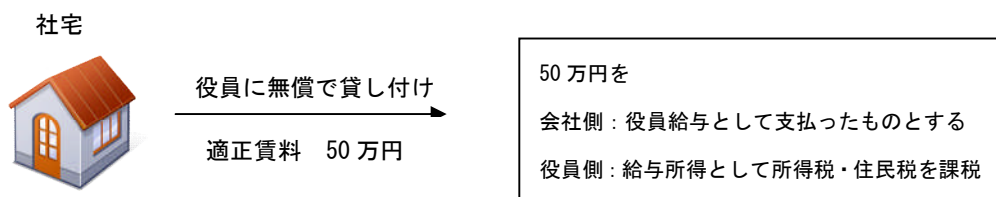
社長が自分の法人の株式（法人の持分）をすべて持っているということは、法人を自分の好きにできることと同じ意味です。法人と役員との間で好き勝手が行われた場合には以下のような課税上の問題が発生します。

(1) 会社が役員に社宅を低額（または無償）で貸し付けたケース

会社が役員に社宅を賃貸した場合、役員が負担する賃料の金額が適正な賃料の金額に満たないときは、役員が負担した賃料と適正な賃料との差額が役員給与（給与所得）として課税されます。役員が貸付を行っているわけではないので不動産所得ではありません、給与所得になります。

また、社宅の光熱費を会社が負担した場合も同様の課税を受けます。

▼ 社宅の貸付け



(2) 会社が役員に低利（または無利息）で金銭を貸し付けたケース

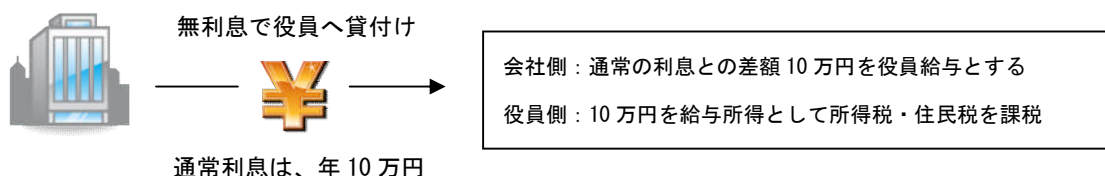
会社が役員に低利（または無利息）で金銭の貸付けを行った場合、通常の利息との差額が経済的利益とみなされ、役員給与（給与所得）として課税されます。役員が金銭を貸し付けたわけではないので利子所得ではないことに注意してください。

逆のケースも確認しておきます。役員が会社に低利（または無利息）で金銭の貸付けを行った場合は、会社が役員に支払った実際の利息が役員の雑所得として課税され、通常の利息との差額

については課税上の問題は生じません。

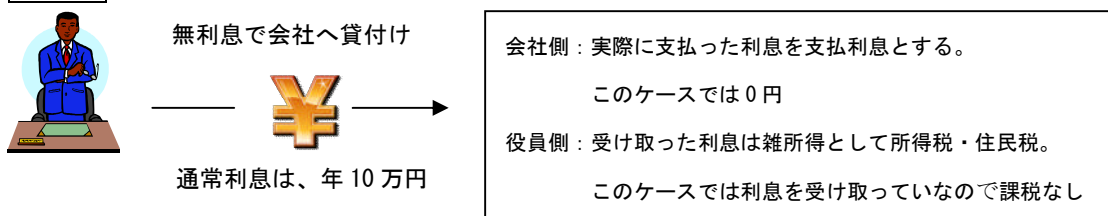
▼金銭の貸付け

1) 会社から役員への低利（または無利息）貸付け

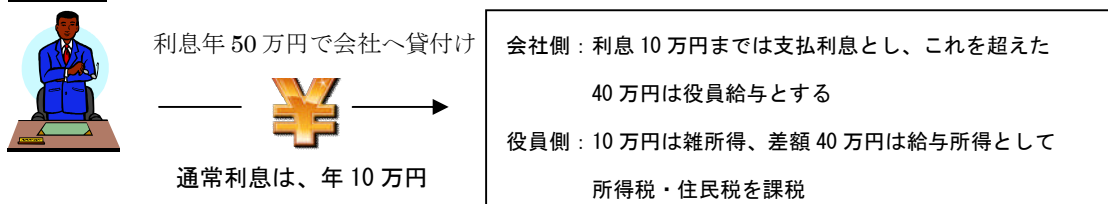


2) 役員から会社への低利（または無利息）貸付け

ケース 1 低利（または無利息）で貸付け



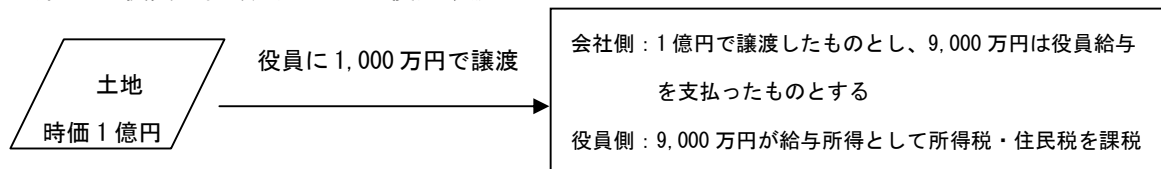
ケース 2 高利で貸付け



(3) 会社が役員に低額（または無償）で資産を譲渡したケース

会社所有の不動産を適正な時価よりも低い価額で役員に譲渡した場合、その適正な時価と譲渡価額の差額は、役員給与（給与所得）として課税されます。役員が譲渡したわけではないので譲渡所得ではないことに注意してください。

▼会社から役員へ低額（または無償）譲渡



(4) 役員が会社に低額（または無償）で資産を譲渡したケース

まず、会社側の課税を考えてみます。会社が役員から時価1億円の土地を5,000万円で譲渡されたとします。差額5,000万円の利益が会社に発生しているので、この受贈益が法人税の課税対象となります。

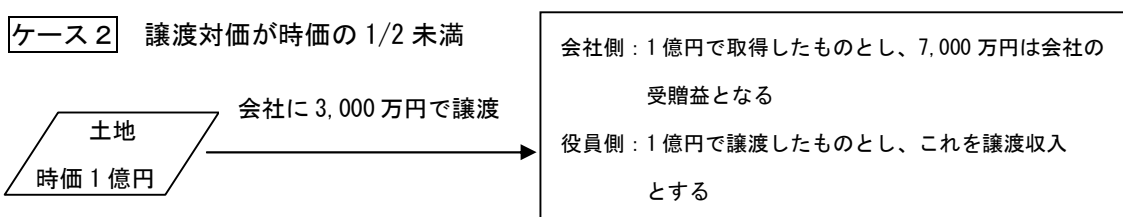
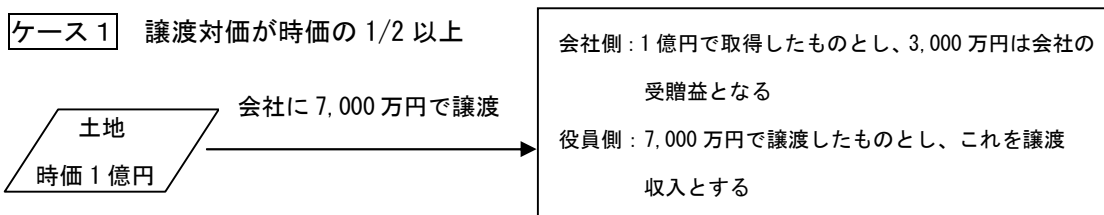
次に、役員側の課税ですが、その譲渡対価が適正な時価の2分の1以上、あるいは2分の1

未満であるかにより処理が異なります。

● 役員側の課税

役員側の課税	
譲渡対価が適正な時価の 2 分の 1 以上	原則として、時価ではなく実際の譲渡対価をもって譲渡所得が計算される
譲渡対価が適正な時価の 2 分の 1 未満	適正な時価をもって譲渡所得が計算される

▼ 役員から会社へ低額（または無償）譲渡



(5) 役員が会社に高額で資産を譲渡したケース

役員が所有していた不動産を適正な時価よりも著しく高い価額で会社に譲渡した場合、その適正な時価と譲渡価額との差額が役員給与（給与所得）として課税されます。